

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則を次のとおり改正する。

現 行	改正案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則</p> <p>平成16年4月7日制定 16 経教 細則第5号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 広報・国際担当副学長</p> <p>二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人</p> <p>三 共生科学技術研究院から選出された教員 2人</p> <p>四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 <u>留学生センター長及び留学生センター</u>から選出された教員 1人</p> <p>七 総括チームリーダー(総務担当)及び総括チームリーダー(学生担当)</p> <p>八 その他第4条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 第1項第3号から第6号(留学生センター長を除く。)及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 広報・国際担当副学長</p> <p>二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人</p> <p>三 共生科学技術研究院から選出された教員 2人</p> <p>四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 <u>国際センター長及び国際センター</u>から選出された教員 1人</p> <p>七 総括チームリーダー(総務担当)及び総括チームリーダー(学生担当)</p> <p>八 その他第4条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 第1項第3号から第6号(国際センター長を除く。)及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行</p>	

行う。

一 学生交流小委員会

二 国際交流推進センター（仮称）設置準備委員会

三 その他委員会が必要と認める小委員会

2 省略

3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。

4 省略

第9条～第12条 省略

附 則 省略

附 則 省略

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
学生交流小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員 1人 ・第3条第1項第3号の委員 ・第3条第1項第4号の委員 ・第3条第1項第5号の委員 ・第3条第1項第6号の委員 1人 ・ <u>国際交流推進チームリーダー</u> （留学生担当） ・その他小委員会が必要と認められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の海外派遣に関すること。 ・留学生の受入れに関すること。 ・国費留学生（大学推薦）等の選考に関すること。 ・留学生の学習及び生活支援に関すること。 ・その他必要な事項
<u>国際交流推進センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第1号の委員 ・第3条第1項第2号の委員 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国際交流推進センター</u>（仮称）設置準備に関する

う。

一 学生交流小委員会

二 削除

三 その他委員会が必要と認める小委員会

2 省略（現行どおり）

3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。

4 省略（現行どおり）

第9条～第12条 省略

附 則 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
学生交流小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員 1人 ・第3条第1項第3号の委員 ・第3条第1項第4号の委員 ・第3条第1項第5号の委員 ・第3条第1項第6号の委員 1人 ・ <u>留学交流推進チームリーダー</u> ・その他小委員会が必要と認められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の海外派遣に関すること。 ・留学生の受入れに関すること。 ・国費留学生（大学推薦）等の選考に関すること。 ・留学生の学習及び生活支援に関すること。 ・その他必要な事項
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>

<p>(仮称)設置 準備委員会</p>	<p>人 ・第3条第1項第3号の委員 1 人 ・第3条第1項第4号又は同項第5号の委員 1人 ・第3条第1項第6号の委員 1 人 ・第3条第1項第7号の委員 1 人 ・第3条第1項第8号の委員 1 人 ・国際交流推進チームリーダー ・国際交流推進チームリーダー(留学生担当) ・その他準備委員会が必要と認め た者</p>	<p>ること。</p>		
-------------------------	--	-------------	--	--

附 則(20 細則 第8号)

この細則は、平成20年7月7日から施行し、平成19年11月1日から適用する。ただし、別表中の「留学交流推進チームリーダー」については、平成18年10月1日から適用する。